

こ支障第51号
障発0305第4号
令和6年3月5日

都道府県知事
各 指定都市市長
児童相談所設置市市長
中核市市長
殿

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害者支援施設等に係る指導監査について」の一部改正について

障害者支援施設等に係る指導監査については、「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426003号）に基づき、実施されているところであるが、今般、その一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

新 旧 対 照 表

「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426003号）新旧対照表

(改正箇所は傍線部分)

改正後	改正前
障発第0426003号 平成19年4月26日	障発第0426003号 平成19年4月26日
一部改正 障発第0522005号 平成20年5月22日	一部改正 障発第0522005号 平成20年5月22日
障発0930第1号 平成23年9月30日	障発0930第1号 平成23年9月30日
障発0528第1号 平成25年5月28日	障発0528第1号 平成25年5月28日
障発0408第10号 平成28年4月8日	障発0408第10号 平成28年4月8日
障発0809第4号 平成29年8月9日	障発0809第4号 平成29年8月9日
障発0717第1号 令和2年7月17日	障発0717第1号 令和2年7月17日
障発0310第1号 令和4年3月10日	障発0310第1号 令和4年3月10日
障発1228第3号 令和4年12月28日	障発1228第3号 令和4年12月28日
障発0124第3号 令和5年1月24日	障発0124第3号 令和5年1月24日
障発0327第1号 令和5年3月27日	障発0327第1号 令和5年3月27日
<u>ニ支障第51号</u>	
<u>障発0305第4号</u>	
令和6年3月5日	令和5年3月27日
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長
こども家庭庁支援局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公印省略)
障害者支援施設等に係る指導監査について	障害者支援施設等に係る指導監査について

改正後	改正前
(以下本文略)	(以下本文略)
別添	別添
障害者支援施設等指導監査指針	障害者支援施設等指導監査指針
<p>1 (略)</p> <p>2 指導監査方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 一般監査</p> <p>一般監査は、原則として毎年1回は、実地にて行うこととする。<u>なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、障害者支援施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。</u></p> <p>ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されている障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の運用指針</p> <p>ア 「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による<u>運営指導</u>との関係</p> <p>指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1の「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による<u>運営指導</u>の前年度の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった当該障害者支援施設については、当該年度の本方針による一般監査を省略し実地ではなく書面により実施しても差し支えなく、さらに、適正な運営がおおむね確保されていると認められる当該障害者支援施設については、当該年度及び次年度における本方針による一般監査を省略しても差し支えないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 指導監査方法等</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 一般監査</p> <p>一般監査は、原則として毎年1回は、実地にて行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されている障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の運用指針</p> <p>ア 「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による<u>実地指導</u>との関係</p> <p>指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1の「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による<u>実地指導</u>の前年度の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった当該障害者支援施設については、当該年度の本方針による一般監査を省略し実地ではなく書面により実施しても差し支えなく、さらに、適正な運営がおおむね確保されていると認められる当該障害者支援施設については、当該年度及び次年度における本方針による一般監査を省略しても差し支えないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(別紙) (略)</p>

障発第0426003号
平成19年4月26日
一部改正 障発第0522005号
平成20年5月22日
障発0930第1号
平成23年9月30日
障発0528第1号
平成25年5月28日
障発0408第10号
平成28年4月8日
障発0809第4号
平成29年8月9日
障発0717第1号
令和2年7月17日
障発0310第1号
令和4年3月10日
障発1228第3号
令和4年12月28日
障発0124第3号
令和5年1月24日
障発0327第1号
令和5年3月27日
こ支障第51号
障発0305第4号
令和6年3月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

障害者支援施設等に係る指導監査について

障害者支援施設等に対する指導監査については、障害福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「障害者支援施設等指導監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いする。

なお、平成15年3月28日障発第0328016号「障害福祉施設等に係る指導監査について」は廃止する。

おつて、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

障害者支援施設等指導監査指針

1 目的

この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長および中核市市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第85条および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規定に基づき、障害者支援施設および児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。以下同じ。）（以下「障害者支援施設等」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

2 指導監査方法等

（1）指導監査方法

指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとする。

ただし、指導監査を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、別紙「標準確認項目」に限定せず、必要な文書を徵し確認するものとする。

① 一般監査

一般監査は、原則として毎年1回は、実地にて行うこととする。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、障害者支援施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されている障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

また、児童福祉施設については、次のすべての事項を勘案して実地で行う必要がないと認められる場合は、例外的に実地以外の方法で一般監査を行うものとする。

ア 前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていること。

イ 前年度の管内の児童福祉施設に対する実地による一般監査の実施率が5割以上あること。

ウ 児童福祉施設を設置してから3年を経過していること。

児童福祉施設の一般監査における例外的な実地以外の方法とは、実地による一般監査と同様の確認ができるよう、書面のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせて実施するものとする。その際、実地で確認していたものと同じ書類を確認し、児童福祉施設の職員等へのヒアリング、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって監査項目を確認するための書類提出を求めるなど、工夫して行うこと。その上で、疑念が生じた場合等には、速やかに実地に切り替えること。

② 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に、隨時行うものとする。

- ア 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。
- イ 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ウ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- エ 度重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。
- オ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

(2) 指導監査計画等

① 一般監査

障害者支援施設等に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

② 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する障害者支援施設等を対象に隨時適切に実施するものとする。

(3) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の対象となる障害者支援施設等を決定したときは、原則として実施の1か月前までに次に掲げる事項を文書により、当該障害者支援施設等に通知するものとする。

また、指導監査当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、事前に通告を行うことなく、指導監査を実施することが必要な場合は除くものとする。

- ① 指導監査の根拠規定
- ② 指導監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(4) その他の運用指針

ア 「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による運営指導との関係

指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添1の「指定障害福祉サービス事業者等の指導指針」による運営指導の前年度の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった当該障害者支援施設については、当該年度の本方針による一般監査を省略し実地ではなく書面により実施しても差し支えなく、さらに、適正な運営がおおむね確保されていると認められる当該障害者支援施設については、当該年度及び次年度における本方針による一般監査を省略しても差し支えないものとする。

イ 関連する法律に基づく指導監査の同時実施

関連する法律に基づく指導監査との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連續した日程で行うことを一層推進するものとする。

ウ 指導監査における文書の効率的活用等

指導監査において、確認する文書は、原則として指導監査の前年度から直近の実績に係る書類とともに、ＩＣＴで書類を管理している事業所の場合には、適宜パソコン画

面上で書類を確認するなど、事業所に配慮した確認方法にも留意するものとする。

なお、利用者の記録等の確認は、特に必要と判断する場合を除き、原則として3名以内とするものとする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図るものとする。

特に①内容の重複防止 ((a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の施設ごとの重複提出等) や、②既提出文書 (開設時に提出済の内容変更のない書類等) の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

3 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第71条、法第86条第1項または児童福祉法第46条第3項の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

4 その他

(1) 指導監査の実施状況等の報告

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の実施状況等について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行うものとする。

(2) その他の留意事項

ア 指導監査にあたっては、担当者の主觀に基づく指導や、当該施設に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

イ 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、事業者との共通認識が得られるよう留意するものとする。

ウ 指導監査の際、施設の対応者については、必ずしも当該施設の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や施設を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。

エ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。

オ 効果的な取り組みを行っている施設は、積極的に評価し、他の施設へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫することにも留意するものとする。